

日進市議会基本条例の見直し(案)

パブリックコメント閲覧資料

募集期間：平成30年3月1日(木)

から

平成30年3月30日(金)

日進市議会

(抜粋)

改正後	改正前
<p>(<u>市民に開かれた議会</u>)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(以下「委員会」という。) <u>及び全員協議会</u>を原則として公開とする。</p> <p>3 市議会は、委員会の運営に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第5項 <u>において準用する第115条の2</u>の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を市議会の討議に <u>反映させ、また請願審査において必要があると認める場合は、請願提案者の説明及び意見を聴くよう努めるものとする。</u></p>	<p>(<u>市民との関係</u>)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則として公開とする。</p> <p>3 市議会は、委員会の運営に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第5項の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を市議会の討議に <u>反映させるよう努めるものとする。</u></p>

改正理由

- ・ 第5条第2項は市民への公開や議会への市民参加の保証について規定されていることからタイトルを「市民に開かれた議会」に改めました。
また、全議員の調整の場である「全員協議会」が正式な会議と位置付けられたことから、公開の対象に含めました。
第3項は、日進市議会では請願審査にあたって、必要があれば請願提案者からの説明、及び意見を聴く機会が設けられるようになっているため
条文を実態に合わせた形にしました。

改正後	改正前
<p>(市議会広報 <u>広聴</u>の充実)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な <u>手段</u>を活用することにより、多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう市議会の <u>広報広聴活動</u>に努めるものとする。</p>	<p>(市議会広報の充実)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な <u>広報手段</u>を活用することにより、多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう市議会の <u>広報活動</u>に努めるものとする。</p>

改正理由

- ・ 議会の情報の広報だけではなく、市民のみなさんからの意見を広くお聴きする広聴活動も重要であることから、条文タイトル及び条文に「広聴」を付け加えました。